

第 1 回 農業 W G 議事概要

1 . 日 時：平成 22 年 4 月 2 日（金）18:00～20:00

2 . 場 所：永田町合同庁舎第 1 共用会議室

3 . 出席者

（委員）安藤至大、城所幸弘、木村修、工藤美香、小林健彦、八田達夫、佛田利弘、本間正義、山下一仁
吉田誠、樫谷隆夫、草刈隆朗

（政府）大塚副大臣、田村大臣政務官

（事務局）松山事務局長、小田審議官、吉田参事官

4 . 議事概要

松山事務局長 それでは、ただいまから、規制・制度改革に関する分科会農業WGの第1回会合を開催させていただきます。

皆様方には御多用中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

始めに、この会議の進行でございますけれども、規制・制度改革事務局の事務局長を拝命いたしました私松山と申しますが、私の方で務めさせていただきます。よろしく願いいたします。

まずは、開会に当たりまして、規制・制度改革分科会の会長でございます大塚副大臣より一言ごあいさつをお願いしたいと思います。

大塚副大臣 御紹介いただきました大塚でございます。まず、遅参をいたしまして、大変失礼いたしました。

皆様方には、この規制・制度改革分科会の委員を快くお引き受けいただきまして、ありがとうございました。分科会の親会合の委員の方もいらっしゃいますし、また、このWGだけの委員の方もいらっしゃいますけれども、皆様方の御協力で規制改革がしっかりと進むように私たちも尽力をさせていただきたいと思しますので、是非、御協力をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

松山事務局長 それでは、続きまして、分科会長代理であり、また、当WGの主査でもございます田村政務官よりごあいさつをお願いいたします。

田村政務官 どうもお疲れさまでございます。規制改革担当の内閣府大臣政務官の田村謙治でございます。大変僭越ながら、このWGの主査を務めさせていただきます。

私は、この分野あるいは規制改革についても、専門の皆様よりも知見はまだまだで、これから勉強させていただくということでございますけれども、期間は大変限られておりますが、皆様のお知恵を結集して、大塚副大臣とともに、各省庁との折衝に先頭に立って最前線で戦っていく役割だというふうに認識をしているところでございます。2か月間集中的に皆様のお知恵をいただきますように、きょうをスタートに、どうぞよろしくお願い申し上げます。

松山事務局長 ありがとうございます。

それでは、本日は初回でございますので、各委員の皆様方から一言ずつごあいさつをいただければと存じます。お手元に資料がたくさんございますけれども、資料1を出していただければと思います。

資料1に名簿が束になってございますけれども、その最後のページに、「農業WG構成員」という名簿がございます。この名簿の順で簡潔に、できましたら1分以内でお願いをしたいと存じます。

なお、本日は、昆委員が欠席でございます。

それでは、安藤委員からお願いをいたします。

安藤委員 日本大学の安藤です。よろしくお願いします。

私は経済学が専門でして、例えばどのように昇進競争を設計したり、ボーナスを設定したら人が頑張るかといったような契約や制度設計の経済理論を専門にしております。農業自体についての知見はあまり持ち合わせていませんが、私の力の及ぶ範囲でお手伝いできたらと思っています。よろしくお願いします。

城所委員 政策研究大学院大学の城所と申します。よろしくお願いいたします。

私は、安藤委員と同じように経済学が専門なのですが、とりわけ政策評価の1つである費用便益分析という、政策を経済学的に評価するというものが専門でして、それについて研究を行っているものです。主な今までの研究は、交通であったり、割と規制が強い産業の分析をしてきました。そういうわけで、今回、農業に非常に関心を持っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

木村委員 三重県は忍者の里伊賀からやって来ました木村です。よろしくお願いします。

僕は現役の農業をやっていますので、特に農業の独自産業化をいち早くやって、そこにおける、これからの農業のあり方とか、これからの農業の進む道の中で、自分は実践者ですからね。その中でいろいろな問題点を提起したいなと思っております。そして、僕は元農協の脱藩者でしてね。農協のことについてもかなり盛り込んでおりますので、いいところ、悪いところを知っていますので、その辺も踏まえて意見を述べたいと思っています。よろしくお願いします。

工藤委員 弁護士の工藤美香と申します。

弁護士になってからは8年ぐらいたつわけですが、私は、今、日本弁護士連合会という弁護士の組織の中で、司法制度改革について研究をするという部署に4年勤めてまいりました。農業に関しては、法律的な面では素人ではありますが、一人の母として、また、消費者として、農業のあり方については非常に強い関心を持っておりました。自分なりに頑張ってやっていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

小林委員 税理士の小林でございます。よろしくお願いいたします。

私は昨年まで、規制改革会議のヒアリングを受ける立場でございまして、法務・資格のTFの我々税理士業、サムライ業の中でのヒアリングを受ける立場で、いろいろ意見交換をさせていただいておりました。また、たまたまでございますけれども、一昨年、昨年と経産省の農商工連携、これは協議会がございまして、こちらの方で委員としてやらせていただきまして、多少なりとも貢献させていただければと思っております。よろしくお願いいたします。

八田委員 政策研究大学院大学の八田と申します。

私の専門は公共経済学という分野で、これは政府と市場の役割分担をどうするというようなことを研究する分野です。前の規制改革会議では、農業のタスクフォースに入れていただいております。農業における規制改革は、本当に日本の産業の活性化、地方の活性化に非常に有効だと信じていますので、このWGが様々な改革をうまく推進できればと思っております。よろしくお願いいたします。

佛田委員 石川県から参りました佛田と申します。

今、農業法人の経営をしております。平成13年に農地法が改正されて、株式会社という形態をとって経営をしております。私は、今、現役の大学院生でもあるんですが、農業の定性的な知識領域の分野の定量化の研究をしております、恐らく今回の議論の背景になる農業経営や地域のあり方の分野についていろいろお手伝いできるんじゃないかなと思っています。よろしくお願いします。

本間委員 東京大学の本間と言います。どうぞよろしくお願いします。

専門は農業経済で、規制改革とか規制緩和に関しては、行政改革委員会規制緩和小委員会の昔から多少なりとも携わっています。このチームでいい成果が出るよう皆さんと努力していきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

山下委員 キヤノングローバル戦略研究所の研究主幹の山下でございます。

私は2年前に農林省を辞めまして、農業については、農政を通じていろいろ30年以上勉強してきたので、何らかの形で貢献させていただけるかなというふうに思っています。今はこの肩書ですが、同じく経済産業研究所と東京財団の上席研究員も、非常勤ですが、兼ねています。よろしくお願いします。

吉田委員 三菱商事の吉田と申します。

私は今、非常に長ったらしい名前のところにはいますが、まだできて1年目の組織で、70人ぐらいの部隊なんです、農業ビジネスモデルの構築で、実際にビジネスにしていこうとやっています。企業の農業参入と言いますが、弊社は、農業のビジネス化とか、産業化、企業化の支援という形で、生産者とアライアンスのビジネスのパートナーとしてやるというモデルをつくっていききたいというふうに考えています。私自身は、商社は2社目ですが、もともと農業のビジネスモデルに入ったのが、慶應のグローバルセキュリティ研究所というところで研究員をしていたころからスタートになっています。

現在、私は、和歌山が故郷なんです、週末に帰って、吉田農園の農場主でもあります。今年はミカンが大変安くて疲弊していますが、その辺の現場感覚と、それから自治体の行政マンとして、かなり長年経験していますので、両方の視点と流通の視点からいろいろ議論に参加させていただければと思っています。よろしくお願いします。

松山事務局長 ありがとうございます。

本日は、分科会の方から、相澤委員、榎谷委員、草刈委員にも御出席をいただいております。もし、あれでしたら、一言ずつお願いします。

相澤委員 分科会から参加している弁護士の相澤でございます。

私は弁護士32年やっておりまして、もともと弁護士になる前の大学院の専攻は経済政策でございましたので、多少関係があるのかもしれませんが、留学していたときは通商法をやっていたので、通商法も多分農業政策と密接な関係があるので、多少関係があるのかもしれませんが。農業の関係では、仕事の関係で全農さんの品質向上委員会の委員と、それから、系統の全共連というところのコンプライアンス委員をやっておりますので、その辺の感覚は多少あるのかもしれませんが。あと、農協さんの仕事も多少やっていますが、だからといって、その辺の利益を代表する気は全くございませんので、一言申し上げます。私は農業に関してはそういう意味では素人でございますので、知見のある委員の皆さんのお話を伺うのを楽しみにしております。よろしくお願いします。

榎谷委員 会計士の榎谷と申します。

同じく分科会の方から出ささせていただきましたけれども、前回、分科会で草刈委員から「しっかり勉強するためには少し出ないといけないよ」と言われまして、WGにも出席させていただくことになりましたが、もともと規制改革の親戚なんじゃないかな、構造改革特区の評価委員会の委員長をしております。そのほか、私が農業に関心を持ったのは、直接、政策評価独立行政法人評価委員会という独立行政法人を評価する委員会が総務省にあるのですけれども、その農業の関係の独立行政法人の主査をしておりますということが1つと。それから、私は個人的に、会計士ではあるんですけれども、主な仕事は企業再生とかベンチャーの育成をやっておりましてね。一種の農業も再生をしないといけないだろうと。あるいはベンチャーの育成もしないといけないであろうと。ベンチャーについては毎日のように相談がございますので、そういう観点から参考になるような発言もできるかもわかりませんし、また、勉強させていただきたいということで参りました。よろしく願いいたします。

草刈委員 日本郵船の草刈と申します。

私は、規制改革は、3月31日まで6年間ずっとかわり合っておりまして。農業というところは一番壁の厚いワンオブスリーぐらいの1つだったと認識しております。そういうことで、是非、ここで、政権が変わって、政治というものが前に出て来られるということで、大いに成果を上げていただきたいと心から思っております。田村政務官からは、できるだけ3つのWGに出るように言われておりまして。特に農業についてはできるだけ全部出させていただこうかなと、関心も強いものですから、そういうふう思っております。皆さんのお力に多少でもなればという気しております。よろしく願いいたします。

松山事務局長 ありがとうございます。

それでは、次の議事項目でございます検討テーマに移りたいと思います。

まず、田村政務官から御説明をお願いいたします。

田村政務官 それでは、資料2をごらんいただきたいと思います。「検討テーマ(案)」と書いてある資料2をごらんいただきながら、簡単に御説明をさせていただきます。

これは、政務3役及び規制改革推進事務局でつくったたたき台でございますけれども、その抽出母体でございますが、まず1つ目に、今ごあいさついただいた草刈委員が議長をしていただいていた規制改革会議の提言、そして、2つ目として「国民の声」の集中受付期間に寄せられた提案、そして、3つ目として、新成長戦略の観点から重要事項として提案された、国家戦略室とかから提案されたもの、そういったものが抽出母体になっております。

それから、「抽出の視点」としましては、こちらに書いてありますように、

国民の安心・安全を前提に、新たな民間事業者等の参入や、事業者の創意工夫の発揮を妨げているような規制・制度はないか。

利用者の立場から見て、多様で質の高いサービスの利用を妨げているような規制・制度はないか。

許認可や各種申請に係る書類や手続きなど、国民に過度な負担をかけ、行政の無駄や非効率を生んでいるような規制・制度はないか。

そういった視点から抽出をしているところでございます。

ページ3枚目に農業WGの項目が並んでおります。ここに、今申し上げたような視点から、～の8つを案として用意をさせていただいております。

それから、最後のページをごらんをいただくと、「その他」があるんですけども、今回、この分科会の下にWG、ライフとグリーンと農業と3つ設けたわけでございますけれども、その3つの重点分野どれにも属さないものが、この「その他」に並べてあります。先日の第1回分科会においても、この「その他」についてもしっかりと議論をすべきだ、そういった場を設けるべきだと委員の何人もの方から御意見をいただきまして、こちらの方で検討したんですけども、今から新たに別のWGを立ち上げてというのは、時間的にも大変厳しいということで、変則的ではありますが、「その他」のものをこの3つのWGに振り分けるということを考えさせていただいております。ですので、農業というものに当たらないものになってしまうわけなんですけれども、その点、この網かけの部分ですね。農業WGにおいて、～、そして、～について、併せて御議論をいただくということにさせていただければというふうに思っております。

ただ、基本的に農業を専門としていらっしゃる委員の方も当然多いわけございまして、農業以外のことは全く知見もないし、協力しようがないというような御意見もありますので、例えば農業とそれ以外のことについて審議の時間を明確に分けるとか、委員の皆様にご参加・御協議いただきやすいような形でできるだけ持っていきたいというように今は考えているところであります。また、分科会の委員でこのWGに属していない方、きょうもお三方にご参加いただいておりますけれども、今後も、そういった方にもこのWGに属していない分科会の委員の方にもできるだけ御参加をいただいて、特に「その他」の分野などについては御協力をいただけるようにということを考えているところでございます。

以上です。

松山事務局長 ありがとうございます。

それから、補足でございますけれども、資料4がございます。横長の一覧表がございます。「分科会委員追加検討テーマ」ということで、4人の委員の方から検討テーマを、こういうことも追加で検討していただければいかがかということございまして。大上委員から、アジアワイドの航空市場統合とか、貨物に関するチャーター便・臨時便の許認可制度の見直し。寺田委員からは、官民連携による水道事業の国際展開に関する地方公務員の派遣法制の整備、また、農地の賃借の許可の迅速化。それから、速水委員からは、建築確認申請・審査手続きの円滑化、それから、耐火構造に関する性能試験の一部見直し、また、木造校舎等の建設推進に障害となる、規模の規制に関する緩和。また、佛田委員からも、そこがございます、堆肥の流通自由化等に向けた肥料取締法の改正、土地改良区に必要な、水路における小水力発電に関する規制緩和、集落・町内会の行政法人化による地域運営の透明化、農地法の土地利用計画の厳格化と新たなゾーニング及び転用権限についての国への権限委譲、農家民宿等の宿泊施設のさらなる規制緩和、市街化調整区域の直売所の面積用途制限の緩和、農地の村外所有者の管理利用責任の義務化、あらたな農業地域金融への規制緩和という御提案をいただいております。できましたらば、これらにつきましてもこのWGでの御検討いただくテーマの中に含めて御検討をいただければと存じます。

それらを含めまして、資料2、3、4を中心に御議論をいただければと思います。どなたからでも結構ですので、御意見をいただければと存じます。

本間委員 分科会の方で検討をされて、その基準も明確で、非常に理解したところなんですけど、これから、これだけ多くの項目について議論して、その上にまたということも問題あるのは重々承知の上で申し上げさせていただきたいと思うんですけども、私も前回の規制改革会議の方に議論に参加してございまして、農業・

林業・漁業をずっと議論してきたわけですが、漁業のところは抜けているのではないかという気がしているわけですね。マグロの話ばかりが先行してはいますが、日本の漁業の活性化、それから、様々な意味での規制緩和というよりもむしろ資源の管理といった取組について何らかのインプットをしていくということは喫緊の課題ではないかというふうに思いますので、もし可能であればという要望ですけれども、漁業について何らかの1項目でも加えることができれば、非常に有り難く思っておりますので、よろしくお願いいたします。

佛田委員 農業のテーマを考えると、今回、農水省がまとめた食料・農業の基本計画というものが出されているわけですが、それとこの議論の整合性をどうとるのか。全く整合性をとらないで議論をするのか、もしくは、今回新政権になってまとめられた基本計画ですから、それとの整合性についてどのように考えたいのか、ちょっと基本的な考え方というか、方向観を教えていただくと有り難いのですが、

大塚副大臣 私はWGは毎回はなかなか出席できませんので、本来は田村政務官に仕切らせていただきますが、たまたまきょうは参加をさせていただいておりますが、基本的には、農水省がおつくりになった計画とは切り離して、フラットにここで議論をしていただきたいなと思っております。そこで不整合が出てまいりましたら、そこを調整させていただくのは私たちの仕事だと思っておりますので、それぞれのお考えで御議論いただければと思います。

松山事務局長 どなたでもどうぞ。

山下委員 まず、検討項目で、事務局からお示しのあった8項目あるんですが、私ちょっとよくわからないのは、なんですか、食品表示制度の見直しなんですが、これは多分、食用油で遺伝子組み換え大豆から、つくられた油についても遺伝子組み換えを使っているんだということを規制しろということだと思うんですが、その理解でいいですね。

吉田参事官 これは、「国民の声」で出された要望でございます、「国民の声」で出された要望について言うと、食用油でなたね油が御関心でございます、なたね油については、国産の材料を使っている場合は、国産の原料を使っていますという表示を通じて、消費者に安心・安全を提供するとともに、裏返しで、国産のなたねの購買を拡大することができるんじゃないかという御提案がございまして、それを踏まえた改革項目ということで、先ほど政務官の方から御紹介がありました視点では、消費者目線からの改革要望ということでした。

山下委員 わかりました。資料を事前に送られたのを見たら、遺伝子組み換えの話があったので、その議論をこの場でやるのは大変重たいんじゃないかなと。これは、今アメリカとEUの間、その表示問題については農業分野あるいは食の安全性の分野では、一番激しく先鋭化している分野なので、あまり取り上げない方がいいんじゃないかなというふうに思ってちょっと発言させていただいたわけですね。

それから、私ちょっと年度始めということもあってドタバタして、佛田さんのように出してないんですが、これ以外に幾つかあると思いますので、後でペーパーで出させていただきたいと思います。例えば農協についてなんですが、1人1票で、1組合員1票なので、圧倒的に兼業農家の数の方が多いわけですから、その兼業農家の声が農協運営に反映されやすいわけですね。実は、世界の農協では、利用権に応じてその持ち分を持っていると。利用権に応じて発言権があると、こういう農協の方が活躍しているので、1人1票制を見

直したりすべきではないかなというふうに思っています。

農地の問題では、農業生産法人というのもあるんですけども、これはこれで重要なテーマだと思うんですけど、農地信託というのがあるんですね。農地信託についても、農協と農地保有合理化法人とか、そういう一部限定されたところしか認められてないので、この規制緩和も重要なのではないかなというふうに思っています。

あと数点あるんですが、簡単に言いますと、農業信用保険制度のもとで信用保証協会があるんですが、これは、会員がほとんど農家と農協がなっているので、一般の金融機関も排除されていないんですけども、なかなかそういう保証がかけにくいというのもあるので、できれば、中小企業の信用保険とかもありますので、そこに農業とか漁業とか林業とかそういうものを入れるような緩和ができればと思います。

また、コメの先物市場も認められていません、これ自体も大きなテーマかもしれませんが、こうしたものも、従来、農協の反対でこれは認められてこなかったんですけども、規制緩和すべきではないかなというふうに思います。

あと最後ですが、農業の補助金は、3戸集まらないと補助金を受けられないという制度になっています。、終戦直後の農地改革が終わった後のみんな貧しくて平等だというときに、3戸集まらないと、要するに共同利用施設でないと補助を受けられないと、こういう要件がずっと続いているんですね。つまり、20ha 持っている人が補助金を受けられなくて、0.5ha の農家が3軒集まれば受けられると、大体こんな頭の中で補助金制度ができ上がっていますので、こうしたところも日本の農業を強くするためには、もう60年もたったような制度は見直していくべきじゃないかなというふうに思います。

後でペーパーで出ささせていただきたいと思います。以上です。

佛田委員 今のことに関連するんですが、この出されている の食品表示制度の見直しですね。これに書いてあったものですから出さなかったんですが、違う観点で申し上げますと、国産と輸入が表示を今はしなくてもいいということに主原料の場合になっているものが多いんですね。そうしますと、それによって消費者が日本の農業を応援しようと思っても、選択する情報が食品に明示されていないという点では、それによって起きている消費者の選択の自由に情報の欠如があるという点では、ここの括弧書きを外して、食品表示制度の見直しということについて取り組んだらいいのではないかと思います。

松山事務局長 農業の 番のテーマでございますけれども、山下委員と佛田委員から御意見をいただきましたけれども、基本的に、先ほど申し上げましたように、いただき御意見を吸い上げてということでこのように表記いたしましたけれども、このWGの検討テーマとして、より広範にした方がいいという御指摘でありますし、山下さんは、非常にタッチな課題だから今取り上げるのはどうかという御指摘でございましたけれども、後ほどスケジュールについて御説明しようかと思っていたんですけども、全体、これは相当な数、それから、山下さんからまた新たに問題提起していただきましたけれども、相当の検討項目になっておりまして、5月末までにこのWGとして集約をしていただいて、分科会に報告をしていただくということですので、この短期間の中でどうやって絞り込んでいくのか、そういうこともある程度仕分けをしていく必要が出てくると、そのようにも存じますけれども、御相談をしたいと思います。

大塚副大臣 事務局長の今説明させていただいたことにちょっと補足をさせていただきますと、分科会のメンバーの方には2度目の説明になりますけれども、このWGだけの方々に改めてお願いをしたいんですが、

当然、全部に結論が出れば、こんなにうれしいことはありませんが、そんな甘い話ではないと思っておりますので。象徴的に何かこの中で、これはこの2、3か月のうちに結論を出そうというようなことを皆さんでコンセンサスができれば、そこに集中してやっていくという、その運び方についても、それぞれでこの場でコンセンサスを形成していただきたいと思います。

その上で、既に分科会の親会合の方で、せっかくなんだから、アジェンダとしてブッキングするだけでもいいから、いろいろなテーマがあったら、それをプールしておいてほしいという御意見がありまして、それはそのような方向で考えておりますので、ここで最終的に結論は出ないまでも、こんなこともあるんだというのもどんどん挙げていただいて、それ自身が政府にとっては大変な財産になりますので、是非、どんどん御意見はお出しいただきたいと思います。ただ、いずれにしても、結局、2か月3か月と皆様方のマンパワーをお借りしてみて、何もそのアウトカムがなかったというのは残念なことになりますので、まず情報を収集していただいて、この部分について皆さんと集中的に議論して結論を出そうというようなことが、もし方向観が見えてくれば、そういうふうにやっていただいても結構かと思えます。

あと、ついでで恐縮ですが、資料2の頭のページをちょっとごらんいただきますと、「抽出の視点」ということで と、これはあくまで私ども事務局ベースで、こういう視点もあるのではないかということで、今回のとりあえずお示した検討テーマについて、後ろの一覧表の中に も付けておるんですが、この「抽出の視点」自体が、あるいはこれからの検討の視点自体が、実は重要なここでの議論の対象だと思えます。したがって、例えば農業のテーマをやっていただくに当たって、日本の農業を強くすることで、その結果、農業生産が増加をして、自給率も高まって、食の安全も高まるという、そういう何を目指して改革をするのかという部分について皆さんで共有をしていただければ議論が拡散しないと思えますので、その辺りも是非念頭に置いて、いろいろとお知恵を絞っていただければ幸いです。

松山事務局長 ありがとうございます。

それでは、どんどん御意見をどうぞ。

吉田委員 山下さんと佛田さんの方からの話が随分出ているんですが、私も、 番目の食品表示の制度に関しては若干違和感を感じました。経緯は先ほどの説明でわかりましたので、先ほど佛田さんの方からおっしゃったように、視点をもう少し広げてやらないとポジティブな議論にはならないだろうというふうに考えています。

それから、もう一つ、先ほど山下さんのお話にも出ていたんですけども、 と の議論を深めると、多分、農地利用、それから、耕作放棄に対するペナルティの問題とか、転用制限の運用の問題に全部かかわってくると思うんですね。ベースがそこにあると思えますので、どうしても農地法の改正が一旦終わったとはいえ、農地の転用規制、それから、耕作放棄地に関するいわゆる措置の問題、農地利用の促進・集約化の問題ということで、農地法の本体にかかわる議論になると思うので、それはこの と の議論の中で当然関係としてやるという形の方がいいのか、テーマ出しの方がいいのかというところは、ちょっと要検討かなというふうに思っています。

以上です。

本間委員 番の件ですが、これはほかの分野ないしは消費者庁での議論という形で進めてもいいのではないかと。集中的にここで農業ないしは私は漁業についてもやってほしいという要望は出しておりますけれ

ども、集中的にテーマを絞るという意味では、時間的な制約もあって、 番はむしろ消費者庁の議論の方に載せていくということも一案ではないかというふうに思っております。

安藤委員 皆さんと同じく 番の話ばかりしてしまって恐縮なのですが、この話をちょっと整理させていただきたいと思います。まず、そもそも虚偽表示はだめなわけです。そして、今の法律の下でも、国産の原料を使っていたら、自発的に「国産です」と書いてお客さんに売ることができるわけです。このとき生産者や販売者の側は消費者の反応を考えているので、国産の原料を使っていたら、おそらく「国産だ」ということを売りにして表示していると思うのです。他にも遺伝子組み換えを使っていないであるとか、そういうことを明記している食品もたくさんあります。このように考えると、この 番の「導入等」と書いてありますが、これはどこの国でつくったものかというのを書きたかったら書いてもいいし、書かなくてもいいというものではなく、「すべて明記しろ」という要望と理解すればよろしいのでしょうか。それとも別のことを意味しているのでしょうか。それを教えていただければと思います。

吉田参事官 この御要望そのものは、すみません、手元に要望書がないんでございますが、基本的には、一定のスキームの下で表示をきちっとするというような制度設計をしてくれというようなことございまして。これは民主党のマニフェストにも「食の安全・安心を確保する」というふうなことで、原料・原産地等の表示の義務づけ対象をとかというふうなテーマで挙げてございまして、そういったものと同じような問題意識で出されてきた御提案だというふうに事務局では受けとめております。書けば書いたでいいじゃないかという、そういうのはちょっと違う、もっと制度的にまさに消費者が選択する視点として、そういったものがきちっとわかるような制度設計をすべきだと、そういう趣旨でございます。

松山事務局長 表示義務の方の話だと思います。任意ということではなく、JAS法上の表示義務として規定すべきだという趣旨だろうというふうに理解しております。

相澤委員 私は素人で申しわけないんですけど、表示の問題は、技術的な問題、政策的な問題を結構含んで、かなり複雑になると思いますし、この8つの検討項目の中を物すごく大雑把に分ければ、今、吉田委員からも出ましたけれども、農地の利用の問題、それから、農協の問題、いずれもかなり根本的な大きなテーマを含んでいるので、その2つでカバーされているような気がいたしますので、 番は検討項目から一旦外してもよろしいのかなというふうな感想を持ちました。

佛田委員 これは、恐らく表示そのものだけを取れば今の議論だと思うんですが、表示されていないということによって、国産であれば表示すればいいのではないかという議論はあるのですけれども、表示されていないということがどういう意味かということも、表示されてないことによって消費者に情報が伝わっていないという事実がそこにあって、さらに、恐らくこれを国産と輸入を表示することによって、今の日本の社会の状況からかんがみると、日本の自給率を押し上げる一つの有益な方法になるのではないかという個人的な意見は持っていますので、十分な議論をする必要があるかどうかというのはまた別なんですけれども、農業WGとしての意見を付記するということは必要ではないかなと思います。

小林委員 検討項目を見させていただきまして、先ほど来お話が出ているんですけども、2つ大きなテーマと、そして、今の食品の表示の話になるのかなと思うんですね。1つは、農地そのものの活用といたしますか、新規事業者の参入、農業としての業界の拡充というんですか、そういうものが将来的に自給率につながっていくんだと思うんですけども、そういう目線での検討と。

それから、先ほどもちょっと話が出たと思いますが、農協さんの話ですね、協同組合の話です。協同組合の透明化というのがあります。これは絶対的に必要なお話であって、なおかつ、農協の存在そのものが生産効率を上げているのか下げているのかと、そういうところもあると思うんですね。功罪という言い方になるかと思うんですけども、そういう大きな視点に立って議論をいただいて、先ほどの食品表示の話は重要な話だと思いますが、その次に来るのかなと、こんな分け方で議論いただけたら効率的な話かなというふうに思います。

木村委員 農協問題ですけども、僕も13年間農協におりましたので、三重県経済連に勤めていまして。今回、この資料を見せていただくと、前回からずっと規制改革、農協改革みたいな積み上げが、また、その答えの出し方が今回求められているように思います。

そこで、僕も農協脱藩組で、農協に限界を感じて出たわけなんですけど。以前の農協のいろいろな規制がありました。それがどんどん農地も食管も削られて、かなり世の中変わってきたんですね。そんな中で、独禁法の問題とかそんなのも、かなり農協も変わらざるを得ない状況になってきて。その辺を含めて農協の問題を語るんだったら、農協のいろいろな問題を、農協からも来ていただいてヒアリングとかも可能なんじゃないかな。以前と全然違いますから、どんどん僕も質問を出したいんですよ。そうしないと、僕とか佛田は現場で今農協とつき合っていますので、常に問題は、事件は現場で起きていますので、対等にその辺の議論をできる場を設けていただければ、そこでもっと見えてくるんじゃないかなと思っていますので、是非、そういう機会を与えてもらえればいいかなと思います。

松山事務局長 ありがとうございます。

今、木村委員の御指摘のヒアリングのことなんですけど、資料6という相当後ろの方に横長の紙が付いています。今御指摘をいただきました農協をちょっと書き忘れておりますけれども、御指摘のように、当然聴いた方がいいように思います。これはあくまでヒアリングをこれからしていただくことになるかと思いますが、これは候補の1例として挙げておりますので、御希望を言っていただければ、なるべくそれができるようにしたいと思います。

八田委員 非常に多くのトピックのうち何に絞るかという問題なんですけど、今の御議論がいろいろ出てきた中で、本当に時間がなかったら農協だけでもいいのではないかな。農協に関してここに挙げられている問題、いずれも大きな問題です。それから、先ほど山下さんが御指摘になった1人1票を見直したいというようなこともある。そうすると、農協に関するトピックだけ束ねてリストにした上で、特に重要なものを取り出して、今のお話にあったようなヒアリングをする。農協自身のお立場もあるだろうし、農協脱藩組ですごい苦い思いをした人たちもいますから、両方とも呼びしてお話を伺うのが一つの方向ではないかと思うんです。6月までの短い期間でやるとしたら、農協だけに絞っても全部ができるかどうかかわからないくらいなことではないかなと思います。その他は6月の以後やることにしてはどうでしょうか。

佛田委員 今の八田先生がお話しになった議論も、そういう考え方もできると思うんですが、ただ、農協を取り扱っていったときに、どういう成果がこの規制改革の分野で得られるのかという一定程度の期待値をどう持つのかというのは重要だと思うんですね。まず、それがどうかということと。

私がこの資料を読んだところで挙げさせてもらった も、結局農協の透明性の問題は、集落の内部における意思決定のプロセスの不透明性なんですね。それと深くリンクしていますから、その現象として農協の問

題が出ているということだと私は理解をしまして。すなわち、集落なり町内会で農協や農業委員会の代表を決める、もしくは、そういうような枠組みの意思決定のプロセスがどうなっているかということはどう見るのかということが、農協の問題はもとより、そちらが重要ではないかと思うんですね。ですから、農協の問題を扱うに当たって、そのバックボーンにあるものが何か。そこで起きている、さっき木村さんからお話がありましたように、どういう事案が具体的に起きていて、それが何をもたらしているのかということについて、事実に忠実に評価をするということから議論を始める必要があるのではないかと思います。

吉田委員 今の農協の問題なんですけれども、議論がどうしても入り込むというか、なかなか壁に突き当たるといふところがあるとは思いますが、農協そのものがどうのこうのという問題意識もあるとは思いますが、それよりも農協が今まで担ってきた部分、現状だと、農協に代わって生産法人とかの皆さんが担っている部分はあるわけですね。いわゆる農村地域で何をやっているかという、金融共済の問題と営農指導、資材提供という経済の部門と、それから、流通という部分とあると思うんですけれども。この生産側に対するそういう支援機能をどう自由化していくのか。今まで農協が担っていた。ここ10~20年生産法人がその一部の機能を担ってきた。これをさらに自由化して、競争関係に置いていくのか。それは生産の産地なり地域振興につながるのかどうか。つながるためには、農協の役割、生産法人の役割、もしくは第二農協を認めていくなら、その役割、それがどういう関係性でやっていくのかということをし少しマクロの視点から議論を整理して議論をした方が、単なる農協さんがいい、悪いとか、農協さんの功罪という話にはあまり収斂しない方がいいのかなというふうには考えました。

佛田委員 今のお話の中に、農業法人の農協の業務の肩代わりをやっているという御意見もありましたけれども、果たして、農協の業務の肩代わりを農業法人がやっているのかどうかということも、実はきちんと評価もされているわけでもないわけで、議論としてはあっても、そういうことなんです。

それから、もう一つは、農協のあり方として、農業における農協のあり方が、部分最適としてのあり方でいいのかどうかという問題もあると思うんですね。つまり、農業という社会との関係性における農業が、社会の中での全体最適と。もしくは、農業の中における農協やその他ここに出ている事案の最適性を整合性としてどうとるのかということがあると思います。

それで、なぜ私が8項目出させてもらったかということ、出されているこの項目について言うと、どちらかというと成長戦略というよりは、比較的障害になっている問題だから取り除けというようなものではないかなと思っているんですね。つまり、前回、分科会で大塚副大臣がお話しになったように、規制緩和はするけれども、規制強化もするんだという考え方を踏まえれば、成長戦略として、この分野の成長性をどうつくり出すのかということが一方で重要になりますから。私は勿論農協の議論は必要だとは思いますが、2つがないと、恐らくこの分科会もしくはWGに対して国民が持っている期待にどう応えるかということで言うと、大きく言うと2つの領域が必要ではないかなというふうに考えます。

本間委員 農協問題の考え方は2つあると思うんですね。1つは、今の農協のあり方といいますか、実態といいますか、それを知らずして農協のことを議論することはできない。これはもっともそのとおりなんですけれども、一方で、農協に与えられている特権といいますか、それは歴史的な経緯、理由があったわけですね。ですから、それを今どう考えるのかということだと思えます。特に、ずっと我々が議論してきたのは、他業禁止と言われている金融業の規制といいますか、それが取っ払われて、農協は金融業も共済関係の

保険業も全部やれるということが歴史的には必要であったわけだけれども、今日的にどうなのかということで、外から見たときにイコール・フッティングにすることが必要ではないかという議論がやっぱりあるわけです。そうすると、農協の中の方は、それは農協のガバナンスの問題だろうと。農協法という公的な枠組みに守られた組織ではあるけれども、基本的に農協が効率化するかどうかというのは、農協のガバナンスの問題であって、むしろ我々が規制緩和・改革の中で議論すべきなのは、それによって特権的なステータスが今も必要かどうか。必要がないとすれば、どこからそれをひも解いていったらいいかということ議論するという形の整理が必要かなというふうに思っています。

山下委員 私も、2つ農協の問題はあるんだと思うんですね。1つは、農協の職員が横領するとか、そういうふうなことでガバナンスができてないと。私は実は去年の1月に『農協の大罪』という本を書いて、これは売れているんですが。

大塚副大臣 読みましたよ。

山下委員 ありがとうございます。

私は、そういうガバナンスの問題は、別にそれは農協自体の問題だから、それは農協がつぶれようが、金儲けしようが、それは私は関心ないんですね。私が関心があるのは、佛田さんもおっしゃったと思うんですが、成長するために農協がどういうふうにして、例えば農家の人が大きくなろうとするときに、それを阻害してきたか。そういうふうなネガティブな要因がいろいろあるわけですね。それは規制緩和ということで取り除いてあげることによって、その伸びる人がより伸びると。この中のまさに「抽出の視点」にあったように、新たな民間事業者の参入とか、事業者の創意工夫を妨げているとか、質の高いサービスの利用を妨げているとか、そういうのがあるんだと思うんですね。特に、検討事項で示されたように、 の場合には、現実の問題として、地域で農協をつくろうと思ったら、農協の中央会に、協議しなければならないという規定がありますから、反対されて、第2農協をつくれなかったと、現にそういう状況があるわけですね。そういうところがいろいろなところで日本の農業の成長を妨げてきたので、そういう要因をいかにして除去するのか。そのためには何をするのか、ということが重要だとも思います。

今、本間先生がおっしゃったように、今の総合農協というのは、昭和恐慌のときに、農村の貧困を保護するために政府がつくった制度なんですね。それを本当にいいのかということも考えていく必要があると思います。そういう意味で我々の検討する視点は、いかにして、別に農協のガバナンスの問題なんかどうでもいいんで、農業を強くするための規制緩和と、それを阻害しているものをいかにして除去するかと、そういう視点でまとめていただければなというふうに思います。

八田委員 私は、先ほど佛田さんがおっしゃったように、成長戦略として考えると、農協だけでなく、いろいろなことすべてだということもよくわかります。当然それをやらなければいけない。ところが、とにかく期間が短い。この規制・制度改革でやることはシンボリックな意味があると思うんですよ。もし、ここで農協に関することが1つでも2つでも実際に実行できたら、これは農業政策はこれから変わっていくんだというメッセージが外に行くと思うんですよ。いろいろな障害があるわけで、それを取り除いただけですぐには成長しないかもしれないよと佛田さんはおっしゃる、そのとおりかもしれないけど、とにかく最初にやるのはでっかいことがいい。そして、これからの動きを象徴するようなものである方がいいと私は思います。今回の改革を出発として見る観点もあると思います。

大塚副大臣 きょうのところは7時でちょっと失礼しなければいけないものですから。引き続き御議論をいただきたいと思うんですが、きょう事務局の方で用意しましたこの一覧表を見ていただくと、規制改革会議と、今回、鳩山政権として国民の皆さんから受け付けたものと、それから、鳩山政権として成長戦略上大事だと思っているのも、その3つともダブっているのをごらんいただくと、農業生産法人のあり方とか、農業委員会、これはいずれも担い手の話であったり、その担い手にかかわる問題ですね。それから、下に、農協の独禁法の適用除外の話。これは改めて鳩山政権の新成長戦略というところから出てきているんですが、私も決して農業を詳しいわけではないので、是非、この中にあるプロの皆さんと、私のようにアマチュア、あるいは消費者のお立場の方もいらっやして、素朴な疑問に対してこの規制制度改革分科会で答えを国民の皆さんに対して一つメッセージを送っていただきたい、答えを送っていただきたいと思うんですね。

それはどういうことかという、別に50年前であれ、100年前であれ、日本の農業をよくしたいと思っていなかったわけではなくて、何か総合農協制度をつくるにしても、そこには大義名分があったんですね。その流れを引いた今日の農業の状況が、何ら問題ないというんでしたら、別に今のままでいいんですけども、どうも農業はこのままだとどんどん競争力を失うし、担い手もいなくなるし、おかしいなという、そこに素朴なアマチュアとしての疑問もあって、そういう観点からすると、では、今の農業の担い手の要件はどうなっていて、それは今のままでいいのだろうか。今のトレンドがよければ、別に変える必要はないわけですから、どうもトレンドがおかしいということであれば、その担い手を定義するときのその要件は何か問題があるのではないかと。多分これは私のようなアマチュアでもそういう問題意識は芽生えます。

それから、工藤さんは多分初めてお聞きになると思うんですが、競争政策が大事でと言わずとこの何十年も国民に対して政府がそういうことを言ってきたんですけども、農協というのは半世紀も独占禁止法の適用除外があるわけですね。これも多くの国民の皆さんは知らないわけですよ。そのことが今の農業をよくしているのであればいいんですけども、現実にはよくなってなくて、総合農協制度と山下委員がさらっとおっしゃっていただきましたけど、総合農協制度は恐らく世界で日本だけですよね。そういう幾つか国民の皆さんが知らなくて、是非知っていただきたいと、そのことがあることによって今の農業が国民から見て安心な、そして、将来が期待できる農業ならいいんですけども、そうでないとすれば、そういう事実に対して、ここで今回どういう評価をするかという感じでとりあえず答えを出していただくと有り難いなと。そういう流れになるようなテーマ設定と限られた時間での御議論をしていただくと、多分次につながってくると思うんですね。勿論、それと並行して、個別具体的な幾つかのテーマについて、ここでパッと結論が出せるものがあれば、それはそれでまたマクロ的なでかい話もやれば、小さなことでちょっとずつ結論を出していくという、両にらみで何か結論を出すという感じでやっていただくと、私としても大変有り難いなと思いますので、きょうのところはあとはお任せしますので、大変恐縮でございます。

相澤委員 今の副大臣の議論と似ているんですが、根本的な方向性の議論と、それから、個別の解決策の6月で結論を出すという2つがあると思うので、それは密接不可分だと思いますから。ただ、成果はきちっと出して、私も農協を見てきましたし、いろいろな全農の不祥事とかかかわって、いろいろ中の組織も見てきましたけれども、農協のあり方・役割が根本的に問い直さなければいけないというところはあると思うんですけど、それをここで結論まで行くというのは、3か月ではとても無理じゃないかなと、実態をそれほど知らないという部分もあると思いますので。その方向性を見据えつつ、議論をしつつ、具体的などこ

ろでは幾つかここに検討項目として今までも挙がってきて議論もされてきたところについてはきちっと結論を出すという、その2つを両立させる形でやらないと、何も出て来なかったり、ただ議論が拡散するんじゃないかとちょっと危惧しますので、それを是非お願いしたいと思います。

松山事務局長 どうもありがとうございました。

大塚副大臣と相澤委員にこれまでの御議論をかなりまとめていただいたのですけれども、八田委員がおっしゃっていますとおり、時間が非常に限られておりまして、実質的には3か月もございませんで、今月と来月ということでございますので、その中でプライオリティをきちっと明確にして、特にきょうの御議論の中で、農協問題を中心に深く検討すべしという御意見が多かったと思いますので、佛田さんが御提案いただいております農協以外の活性化につながっていく規制の問題についても、皆さんの御了解を得られれば、検討課題として置いておいて、引き続き検討していくという、検討の優先順位といいますか、そういう形で整理をさせていただくことにせざるを得ないのかなというふうに思います。

それから、もう一つは、農業の競争力、農村の活性化というような視点で、マクロ的に、その背景にある基本的な方向性について、それをまとめるということは、個別の検討テーマに加えてそういうことも必要というお考えの方が多かったのかなというふうに思います。

それで、きょうは時間があと50分ほどでございますけれども、今まで御意見をいただきましたのは、農業に関しましていただいたわけでございます。先ほど、田村政務官から御紹介いただきましたように、この検討項目の最後のページに、資料2の最後にページに、3つのWGでカバーし切れずに、できましたらば、農業のWGで御検討いただきたい項目として、
、それから、
、これらについてもできましたら御検討いただけないかと。農業だけでも大変時間が足りないという御議論をいただいているわけございまして。正直、あまり喜ばしくないとされるかもしれないんですけども、それぞれ日本の今後の成長に関しては、それなりに程度の差はございますけれども、寄与するものとして挙げさせていただいております。これらにつきましては、政務官から申し上げましたように、なるべく事務局の方で粗々とというか整理はさせていただいた上で、あまり長い時間をかけずに御判断いただけるものは御判断いただくと。そして、引き続きの検討にすべきものは引き続きの検討にさせていただくということかなと思っておりますが、これも含めまして、あと10分ほど御意見がございましたら、お願いいたします。

草刈委員 今の話も含めてなんですけど、先ほど来議論があるように、これは8つではなくて、実際には7つですよ。下の2つはダブっていますよ。

松山事務局長 すみません。そこは印刷ミスです。

小田審議官 入力ミスです。農業協同組合、土地改良組合、農業共済組合の役員へのほかに就任禁止という、ちょっと別のテーマです。すみません。

草刈委員 それでは8つあるとして、いわゆる参入も含めた生産者の議論が、それから、そのほかの農協に関する議論がからまでということだと思うので、これはさっきからおっしゃるように、議論の仕方、問題の所在の明確なつかみ方とか、そこら辺で非常に議論を深めなければいけない部分があると思うんですが、これはせつかくですからやらなければいけないのではないかと。

あと、佛田委員の方から出ている8つの中で、これは言ってみれば国民の声みたいなものがすごく多い、当たり前というか、そういう評価でいいと思うんですが。つまり、非常に具体的なテーマをここに挙げられ

ているわけで、これが全部できるかどうかは別にして、このうち何点かを選んで、それでやっていくということと並行してやらないと、本当に国民のために、あるいは実際に農業をやっている方のためにという視点からの部分が欠けてしまうので、時間がないとは言いながら、これを両方やらなければいけないのではないかと。

その際、もう一つ頭に置いておかなければいけないのは、さっきからちょっとお話が出ていますが、この2か月あるいは3か月で、全部規制改革関連は終わりというのであれば別ですけれども、次のステージに残しておくという仕分けの仕方をしてても全然構わないと思うんですね。例えば追加テーマの中で、大上さんから出ている航空の問題がありますね。これまでさっきのやつに加えて「その他」というのでやるということになると、もうとても無理だと思います。ですから、例えばこの辺とか、あるいは農業の中でも、寺田さんが言っておられるやつとか、そういうやつは次のステージに持っていくというやつの仕分け方を佛田さんを選んでいただいて、これは次でもいいではないかというふうな仕分け方をして、そういうような分け方をしながらやっていかないと、とても無理ではないかと思っています。

この大上さんのやつに限らず、もし私にほかのテーマを出せと言ったら、100ぐらいパーッと出せますけどね。だけど、それは今の2か月3か月の時点では無理だと思っているので、それはじわじわとためていくような形にして、では、次のステージでどうやるかというのは、農業の問題に限らず、ほかのテーマで考えていかなければいけないのではないかと思うので、そういった形で農業についていえば分けていって、次に回せるものは回して、今回2か月の間にどうしてもやりたいものを集約してやっていくという形に持っていけばいいのではないかと。

「その他」ですけれども、これについては、さっき事務局で粗々におっしゃいましたけど、粗々もいいんですけれども、上のなぜかここで突然海運の話がポロポロ出てきて、どうしたんだろうなと実は思っているんですけれども。それとか、金融関連の話がありますが、この辺のところは、ほかの知見のある委員の方もいるわけで、事務局で少し整理してもらった上で、農業関係の人全員でこの海運の話とか、PFIの話をしてもしようがないと思うので、興味がおありになる方、あるいはそういう知見を活用できる方を集めてもらって、スモール・コミッタィ的に対応していくしかないのではないかというふうに僕は認識しているのですけれども。

田村政務官 今の草刈委員の御提案の件ですけれども、先ほど若干御説明しましたけれども、まさに「その他」のテーマは、農業とは全く関係ない分野、金融とか物流とか、そういった分野でありますので、そういう分野には基本的にかかわりたくないというか、そこまでは難しい、無理だという委員の方もいらっしゃると思うんですね。例えばほとんどそういう方ばかりだということであれば、完全に別というか、一応農業WGと言いながら、農業WGの「その他」を検討する会議を別の日につくすることもできますけれども、例えば、それはついでに、併せて一緒に協力しても構わないよという委員がある程度でもいらっしゃるのであれば、同じ日に2時間とか、そのうち最初1時間半は農業のことをやっていただいて、残りの30分は「その他」のことについて御議論をいただくと。日は同じにして、「その他」についてはかかわらないという方は一旦区切りをつけて、農業のところでは御退席いただいてもいいという扱いにするのがいいのではないかと、今のところ事務局では言っております。それについて何か御意見があれば、今、草刈委員は、会議としても切り離すべきだとおっしゃっておられたと思いますけれども、そういう御意見が非常に多いようであれば、

そういう設定も可能ではあると思いますので、その御意見をいただければと思います。

草刈委員 ちょっと誤解があるといけないので申し上げておきますが、「その他」を農業の中から切り離してしまうというのではなくて、これの中でやるだけけれども、御興味のない方、あるいは正直とてもじゃないけど、こんなことはわからないよと言う方を無理に巻き込んでやるというのではなくて、そういう御興味のある方とか、それから、まだ分科会の委員の中に、例えば金融問題で知見のある方もいらっしゃるわけですから、そういう人たちをこのインナーでもって別な形でやった方がいいのかなということを申し上げたわけです。

松山事務局長 ありがとうございます。

政務官の御指摘と、それから、草刈委員の御指摘、基本的にはこの委員会の中にスモール・コミッティといいますが、そういうものを置いて、ないしは途中で退席される方があっても構わないということでやらせていただけないかということだと思いますので、そういう方向でよろしければと思います。

榎谷委員 そうなんでしょうけれども、農業WGという名前の中で、メンバーもそういうメンバーが集まっているわけですね。それでこれを議論をして方向を決めるという論理が、国民に対してどうやって説明するのかと私は思うんですね。だから、これはちょっと大変でしょうけれども、「その他WG」をもう間に合わないかどうかはちょっとわかりませんが、できればつくっていただいた方がいいのかなと思うんですね。このメンバー構成でこれを議論してまとめたんだと言っても、なかなか受ける方が納得されないかもわからないですね。これは政治主導でやるとおっしゃったら、それはそのとおりなんですけれども、いろいろな意見を聴くことが大事だと思いますので、不可能であればちょっと考えなければいけないですけども、可能であれば、何か「その他WG」と言うところちょっと語弊がありますけれども、的なものをつくっていただいた方が何か筋は通るのかなという気はいたします。

田村政務官 そこは全くおっしゃるとおりでございます。基本的には、そもそも時間的に厳しいというのが正直なところであります。今後の流れの中で、WGで検討をして、最終的に分科会で議論をして方向性をつくるということでもありますので、「その他」の分野については、このWGの委員の方、あるいはWGに所属をしていない分科会の委員の方にも御協力をいただきながら、当然、政務3役と事務局も力を尽くして、あと、さらに、立て付けとして、各WGは、現在、主査はすべて私がやっておりますけれども、近いうち、それぞれのWGで委員の方がどなたか主査をそれぞれお願いしたいなというも考えています。そして、分科会の会長は大塚副大臣でありますので、何らかの報告書は、最終的な責任は政務3役が、まさに委員の皆様のお知恵を結集をした上でまとめるという形になりますので、そこは我々3役がしっかりと国民に説明するというところで十分カバーしたいというふうに考えているところでございます。

榎谷委員 わかりました。

佛田委員 私も今ほどの議論には賛成なんですけど、恐らくPTみたいな、この中におけるチームをつくって議論をするということだと思います。それから、優先順位を申し上げますと、あとは、農協の問題を考えると、集落の意思決定について、今が重要課題ではないかなと思います。それから、2番目で申し上げますと、ととを優先順位として考えればいいということでございます。

以上です。

田村政務官 佛田委員から本当にたくさん出していただいて大変感謝しております。今、委員がおっしゃ

ったようなことだと思いますけれども、私は素人でわからないのですけれども、ほかの委員の方でも、佛田委員の意見だけではなくて、トータルでそういう優先順位的なものをより明確におっしゃっていただけるなら、それは参考になりますので、佛田委員に提案していただいて、ほかの方がそうではないと言うのも変な話ではありますが、そこはそれぞれ2か月の中でどうしていくかといういろいろな制約もある中でありますので、ほかの委員の方もいろいろ御意見があるなら、言っていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

山下委員 まさにそこだと思うんですね。ここで結論を出す必要はなくても、この場でこういう項目が議論に挙がったということがいろいろな人に対してインパクトを与えようと思うんですね。それに多分脅威を感じる人もいると思うんですね。そういう人に対するメッセージとして、別に結論を出す必要はないんだけど、この議論でこういうテーマが出されて、それは後々の再検討になると。緊急性があるのはこれとこれだということで議論をしよう。それは農協についてまとめられるのもいいし。私個人の意見としては、農地制度については、実は佛田さんが出されたゾーニングをちゃんとやってくれば、もう農地法は撤廃すればいいんです。要らないんです。それが私の立場なんですけれども、それをがんがん言うと、多分この規制緩和の会議は成り立たないと思っているので、そこまで言いませんけれども、そういう議論が出ているということは、世の中にそれに反対する勢力の人もいるでしょうから、そういう人たちに対するメッセージとしてきわめて有益だと、どういう項目が議論されたかということ公表していくことは、僕はきわめて重要なことだと思います。

木村委員 僕も賛成です。僕も出せばよかったけど、畜産における規制がいっぱいあります。是非そういうのも出したいし、出すことが意義があるよね。是非、検討していただけたらと思います。よろしくをお願いします。

松山事務局長 ありがとうございます。

大分時間も短くなってまいりましたので、ちょっとここで、当面のスケジュール、資料5をちょっと簡単に御説明させていただきます。それも含めまして、また、引き続き8時まで御議論いただければと思います。

資料5にございますように、今月につきましては、基本的に情報収集とか、それから、ヒアリングを行っていただくということが中心かと思います。それから、現在、規制改革テーマにつきまして、各省に照会をいたしております。各省としてどのように考えるかということも照会しておりますので、この表に出しております追加テーマではございませんで、農業につきましては、～ につきまして、各省の回答を求めています。その回答が4月9日(金)に出てまいります。それも踏まえていただきまして、WGを1回ないし2回ということですが、恐らく2回ぐらい開催させていただくということが必要になってくるのではないかと思います。その後、集中審議としまして、4月29日、30日(予定)ということで、仮置きをさせていただいておりますが、委員の皆様には非常に申しわけございませんけれども、ゴールデンウィークの入口のところ集中審議をお願いできないかというふうに考えております。また、その集中審議のところ、先ほどから御意見をいろいろいただいておりますけれども、5月にとりまとめる対象を、このテーマは5月に基本的に結論に近いところまで持っていこうというのをそこで完全に絞っていただくということをお願いできないかと思います。そんな感じでございます。

それで、5月でございますけれども、各WGとしての方向性の確認、それから、もうすぐに各省との調整

も必要になってまいります。政務3役に調整を最終的にはいただくということでございまして。その結果として、各WGの結論をとりまとめまして、分科会にも報告をするということでございますので、大変限られた期間ということでございます。

このような大まかな流れでございますけれども、これまで、城所委員、工藤委員、まだ御発言いただいていませんので、もしよろしければ、いかがでございましょうか。

城所委員 では、発言させていただきますが、皆さんの御意見を伺っていて非常に参考になったんですが、いろいろ我々のミッションというのがあると思うんですね。先ほど木村委員からも、畜産の方ではテーマが出てないという話もありまして、佛田委員の方からも、食品表示は農業の根幹にかかわるので、それも取り上げたらいいと個人的には思うんですが、そういうことを考えると、「その他」の部分はいかがなものかというのが私は正直言って考えております。

それで、先ほど皆さんの意見の示唆の中には、今後この会議が続くのであれば、農業関係でシンボリックなものに絞ってここは行って、その後で、「その他」に挙がったということは、最初は考えられてなかったということは、優先順位が低いということで次に回して、農業関係に集中した方がいいのではないかというのが私の正直な感想です。

以上です。

工藤委員 私も同じような印象を持っております。農業の問題は、今お聞きしても、なるほどそうだと思うんですが、大変いろいろな根深い問題がありまして、そういった問題を討議する時間をできるだけ確保していただきたいという気持ちがございます。その時間を確保するかわりに、ほかの「その他」の部分について議論をしなければいけないので、農業のところの時間を短縮するというようなことがあるとすれば、それは非常に残念なことではないかというふうに感じておりまして、別のところでPTをつくられるということであれば、プラスアルファでつくっていただくということにイメージとしてはなるのかなと思うんですが、できれば、農業に絞った形で議論をして、農業に関しては、こういういろいろな問題を取り上げたということを成果として出していった方がいいのではないかというのが私の意見です。

以上です。

榎谷委員 私は、農業のやつの詳細は読んでいないのですが、読ませていただいて、かなり議論が尽くされている部分があるのではないかなと、こういうふうに思っているんですね。あとはもう決めると。決めるかどうかというようなところが相当あるというふうに思っていますね。これは集中審議でやって、あとは決議というわけにはいかないと思うんですが、読んだ範囲内では、もうほとんどでき上がっているというふうにこのテーマの中では思いますので、ある意味ではそれを前提に議論すればいいのかなという気はいたします。ただ、基本的にはほとんど全部が農業の8つのテーマについては、結論を出そうと思えば、そんなに乱暴な結論ではなくて、出そうと思えば出せるのではないかなというふうに。すみません、十分知らないで言っていて申しわけないんですが、出せるような感じで私はずっとこれを読んでおりました。

木村委員 僕もこれを見て、もう既に何年か積み上げてきて、議論はしてきて、あとは結果待ちだけじゃないかというような感じなんです。最終的に、農協問題にしても、当事者で事業仕分け的なことをやるのかどうか。その辺のディスカッションまでするのかどうかという、そこで決めるか決めないかということだと思うんですね。そうしないと結論は出ないですね。方向は出ないと思います。ということになるんじゃない

かなと思っております。そこまでやるかどうかということです。

安藤委員 個人的な見解としては、結論だけが大事というわけではないと思います。この会議の議事録は公開されるわけですし、同じ結論であっても、どのような考え方に基づいてその結論に達したかということが非常に大事だと思います。そして時間に制約があるということは承知しておりますが、時間に限りがあるからこそ、どのような考え方に基づいてその結論にたどり着いたかをちゃんと明らかにするべきだと思います。先ほどからいろいろな方のお話を聞いていると、例えば農業を強くするであるとか、いろいろと理念的な話は出ていますが、どこまで強くすべきなのか、どこまでコストをかけられるのかなども考えないといけないわけです。例えば自給率という話が出てきました。自給率を上げることが暗黙のうちにといいか、当然いいことのような発言も中にはあったように思いますが、これがカロリーベースなのか、金額ベースなのかとか、そもそも自給率を上げる必要が本当にあるのかであるとか、食糧安全保障の話をするときに、今の無駄遣いのようなことも含めた、今の食生活を維持することを前提として議論をして本当にいいのかであるとか、ここにいる委員の先生方の考え方の中にまだまだ温度差はあると思うのです。そのすり合わせが最初できていないと、途中で議論が錯綜したときに、かえって時間を浪費してしまわないでしょうか。よって、もし忙しい中でも時間が取れるようであれば、事前に考え方のすり合わせができれば良いと考えます。

佛田委員 今のお話にも関連するんですが、恐らくどういう考え方の枠組みに基づくのかということは、私、冒頭に副大臣に御質問をさせてもらった部分と関係するんですが、いいか悪いかは別として、農水省が出した基本計画というものが、きょう全部プリントしたものを持ってきたんですけど、この考えがいいかどうかとしても、現政権においてつくられた基本計画があって、これをどう読み込んで、今のお話にあった部分をどう議論していくのかというプロセスが私は重要じゃないかなと思うんです。ただ、おっしゃるとおり、これによって立つ必要はないということであれば、それを前提として考えていけばいいだけであって、そういう議論をする必要があるのではないかなというふうに思います。

安藤委員 先ほど、副大臣は、これに必ずしも縛られる必要はなく、より広く考えてよい、そしてその後のすり合わせについては考えていただけるとのお話でした。そこで申し上げたいのですが、私は事前にこの資料を読んでみて、例えば「農業・農村の活性化と美しい景観」とか、いろいろな言葉が出てくるわけですが、例えば、それなら東京の駅前の高層ビルは美しくないのかとも思うわけです。何が美しいのかといったものは人の考え方次第なわけじゃないですか。時代が変われば、人の好みも変わってきます。江戸時代の服装を今はかっこいいとは思わないわけです。当然ここに書いてあることの中で、いいことはそのまま踏襲して考えるべきですけども、今までそれが当たり前のことだと思って何らかの考え方に縛られてきたことが、今まで物事が進まなかった理由でもあるわけですから、あまり既存のありがちな概念に縛られ過ぎない方が良いのではないかと感じます。

草刈委員 今、佛田さんが言われたことは、全く僕も賛成なんですけど。基本計画は、今の政府が農業政策としてこういうふうにするべきだということをまとめられたものですね。前のものに比べて多少の進化はあるやにも見える部分があるんだけど、一方、きょうここで出ているテーマとは全然かけ離れた部分がありますね。例えば、農業生産法人の話にしても、ここで我々が議論しているのは、さらなる緩和と言っているわけですね。だけど、基本計画では、さらなる緩和はもういいんだと、とりあえず今のやつを49%のやつで行くんだよという、それをきちっとやるのが大事だというようなことが書いてあったり、それから、農

協問題については、きわめてベイグな形でしか出てきていませんから。だけど、彼らが考えているのは今はこういうことだとすれば、それとのギャップは明快にやらなければいけないし、そのためのヒアリングをやるのはミニマムどうしても必要だと思うし。

それから、さっき佛田さんが言われた5つの優先順位とおっしゃった。それをやるのであれば、5つやるのか、4つやるのか、その辺はちょっとわかりませんが、そのヒアリングもこの中には書いてありませんけれども、これまた、おやりになる必要があるのではないのかなと思ったりしていますけど。

それと、田村政務官にはちょっと申しわけないんですけども、どうも、城所さんと工藤さんのお二方の話を聞いていると、例えば2時間農業をやりましょうと言って、1時間農業をやって、1時間別途、スモールコミッティなり、スモールPTでやるという形でやってしまうと、ここでメインテーマは農業ですから、これが集中できなくなるということであれば、スモールPTはそれとはちょっと切り離してやって、それで、ただ、そちらで仕分けられた責任上、これはこのWGでやって、スモールコミッティを形成してやる。あと2つのところでもそういうふうと同じことをやるわけでしょう。だから、そういうような方式でやっていって、最後にとってつけたようだけど、その3つで出たものをまとめて「その他」というふうにして一つつけるというやり方の方がどうもいいのではないのかなという気が、話を聞いていてだんだんできてしまったんですけど、その辺は政務官はどういう感じでしょうかね。方法論の問題を申し上げているだけなんですけどね。

田村政務官 今すぐにこの場で結論は出せませんが、大体各委員の御意見をいただいて、農業が中心のWGですから、その農業の審議時間を削るということはないようにしなければいけないというのは、農業WGに所属していらっしゃる委員の大方の皆様が思っていることだと思いますし、それは実際そうだろうと思いますので、そこはしっかり配慮しながら、どういう立て付けというか、違う設定にするかというのは、日程調整をする際に決めさせていただきたいなと思います。

本間委員 冒頭に申し上げて、ちょっと無視されている形になって、どういうふうな形でまとめたらいいのか、私自身疑問があるので御意見をいただきたいんですけども。農業を議論する場であることは百も承知ですが、その上で漁業は非常に重要だけれどもプライオリティが低いという御意見があれば、そういうことをいただきたい。議事録に残るものですから、何か言いつ放しで、本間が言っていることは全部無視されているなというのも何です。そこは事務局あるいは田村政務官の方から御意見をいただければと思います。

田村政務官 いや、決してそれは紙に残ってないので、議論に何となく乗りにくいだけで、勿論、先生が漁業、あるいは4項目追加で追って紙にして出していただけという話は当然念頭に置いてありますので、むしろ、本間委員の御意見として、もともとこちらでお出しをした8項目と、あるいは委員が今度お出しただけの4項目の中で、例えば優先順位は、委員としての御意見はどうかということを書いていただけのを取り入れたいなと思っております。

あとは、追加で申し上げますと、基本的には、事前に出していただいて、この場でできるだけ優先順位は合意をさせていただいてというふうにはもともと考えてはいましたけれども、確かにあまりに日がなかったということですので、そこはできるだけ、この後で、本間委員にもお出しいただく項目ですとか、あるいは既にお出しいただいている佛田委員のとか、当然、各省庁には投げますよね。投げるかどうかもわか

らないですか。

吉田参事官 佛田委員とかからいただいているテーマについては、各省に投げる場合には、どこが具体的に規制というか制度としておかしいかというところを、できれば事務局と例えば御提案いただいた委員と、もう少し精査させていただいた上で、ターゲットを特定して投げないと、多分相手の省庁からは「事実誤認」の一言でいなされてしまうので、そこをもう少しコミュニケーションさせていただく必要があるかと思います。

草刈委員 今、政務官が言われたのは、それは当然のことで、つまり、ここに書いてあるようなやり方で問題を整理して、それで投げると、こういうことでしょう。だから、それは大変恐縮だけど、言い出しっぺである佛田さんにやっていただいて、それで、僕らはお任せするという格好だと思うんですけど。今、本間先生の言われたのは、要するに、漁業の問題をどうするんだという話で。ただ、僕は、本間先生にはちょっと申しわけないんですが。漁業の問題は、今はクロマグロで問題ですが、あれはまさに日本の問題でもあるわけですよ。ということをおっしゃっているんだと思うので、非常に大事だと思うんです。

それから、もう一つ林業というのがありますよね。林業について言えば、グリーンのところ、国産の木材をどうやって使うかみたいな議論が1つあるんですよ。あるんですけど、林業の問題はそんな生やさしい問題ではなくて、これまた、森林組合という大変な存在があってですね。僕の了解は、非常に大きな問題だけど、漁業と林業については、これは2か月たって、その次のステップでやるということに当然だと僕は認識していますので、次のステップにやるように仕掛けたらどうかというのが私の個人的な意見なんですけど。

本間委員 次のステップということで、つまり、親会といいますか、分科会の方の議論がよく見えなかったものですから申し上げたんですけれども、これで閉じるわけではなくて、次のステップでまた議論をしていただくということであれば、大変結構だと思っています。

草刈委員 そのときにはファイルしておかないとまずいと思うので、この2か月の間にきちっとファイルをしていけばいいのではないかと、そういう理解です。

佛田委員 今、私の出した案件について御指摘いただいたとおり、それについては具体的に内容を出したいと考えています。

それから、ほかの出されている案件でもそうなんですけど、恐らく農業の場合、定性的な回答が多いんですけど、定量的な回答をできるだけ設けるということを相手側に要求していただく。その上で我々が判断をするということが必要ではないかと思いますので、よろしくお願いします。

吉田委員 もう出尽くしているのだからあれなんですけど、「その他」のところは、私どもの仕事に非常に関連している部分が多いものですから、金融にしても、貿易関係にしてもですね。要望ですけど、どういう形になるにしろ、丁寧な議論ができるような状況にはしておいてほしいというふうに要望します。

それから、もう一点は、佛田さんが出されている項目の中で、個人的には は急いでほしいなというのはありますが、これは個人の意見ですけれども。佛田さんに詳しい説明を聞かないと、僕は誤解しているかもしれないんですけど。佛田さんの 番と 番については、最初の事務局案の 番 番とどうしてもリンクするので、そのベースメントですね。結論によっては佛田さんの 番の議論なんかをやっちゃうと、事務局案の 番 番の議論はもういいじゃんという話にもなるので、ここは必ず最初の事務局案の とセットでどうしてもやらなくてははいけないだろうということで取り上げていただきたいというふうに思います。

松山事務局長 この資料4に、佛田委員の御提案も含めまして整理していますが、その右側に「既存の関連案件」ということで、例えば佛田委員の の小水力発電の関係は、グリーンのWGの検討課題の中で検討し得るテーマだと思います。それから、今御指摘のありました につきましても、もともとの事務局案の課題 の中で検討し得るテーマではないかというふうに思っております。

それから、本間委員の御提案につきましては、先ほど政務官が申し上げたとおりですけれども、恐らく、きょう山下委員からも追加的な御提案がございましたし、委員の皆様の中で、少し追加的にこういうことを検討すべしというお考えもあるかと思しますので、できましたら、来週の前半ぐらいまでに事務局の方にメールでもほかの手段でも結構ですので、もし、追加的にこれも挙げるべしということがございましたら、御提案いただければと思います。

それから、農業のテーマの中で、5月とりまとめに向けて、プライオリティの高いものをなるべく早急に絞り込んで、そういうものを中心にヒアリングも集中してやっていただくのが恐らく効率的ではあるかと思えます。したがって、次回のこの会議でもう少しもんでいただくというのものもあるかもしれませんけれども、例えばメールで投票制といいますか、1人何票かで、この優先度が高いということを示していただくというのものもあるかもしれません。いずれにしても、きょうの御意見の中で出されたものも含めまして、なるべく広めに見えるような形で提示をしておく。そのことについては必要だろうという御意見が多かったと思しますので、そんな方向で対応したいと思います。

それから、「その他」でございますけれども、否定的な御意見が多かったわけではありますけれども、田村政務官も我々事務局も、いろいろどうしたものかというので悩んだ挙げ句、実は、3つのWGの中で、農業とグリーンの2つのWGに引き受けただけでないかなということをお願いをしたわけですが、きょう農業のWGを一番早く開催させていただきまして、月曜日に残りの2つを開催いたします。そこでの御意見も伺った上で、その上で副大臣や政務官とも十分に御相談して、きょうの御意見を踏まえてなるべく対応できるように、あまり大きな合意にならないような形で、しかしながら、丁寧という御指摘もございましたので、そういう答えを見つけ出していきたいと思えます。

あと、5、6分ございますけれども、もし御意見追加的にあれば。

城所委員 先ほど、佛田委員が、定量的な返事を求めるべきとおっしゃったんですが、日本の省庁の数値は結構操作されていることがあるので、定量的に返事をいただいて、かつ、その根拠まで示して返事を取っていただきたい。どういう数字であなたはそれに反対するか。その数字はどうやって計算されていて、その元の数字はどこから来ているというのまでも回答に含めていただきたいなと思えます。そうしないとこちらでも判断できませんし、その操作された数字をもとに議論をしてもしょうがないので、そこは必ずその根拠を取っていただきたいというのが私の要望です。

以上です。

榎谷委員 最終的にそれぞれについて結論を何か出さなければならぬですね。例えば農業のテーマの「農業生産法人の要件の更なる緩和」とあるんですが、具体的にここまでやるべきだと。49じゃなくて51にするべきだという、そこまでの結論を出すのか。いや、緩和するべきだという結論を出すのか、これは具体的にどのような結論を導けばいいのかについては、結論のイメージをどう見ればいいのかですね。つまり、かなり具体案までなければいけないのか、いや、緩和するんだということを決めればいいのか、

その辺はどのように考えればいいのでしょうか。

田村政務官 正直なところ、ほぼすべての項目で着地点はまだわかりませんので、各省庁の事務方に関しては、蓄積がありますし、考えは前政権と変わっておりませんので、大体は変わらないだろうと思いますが、政務3役がどう考えているのかというのは実際聞いてみないとわかりませんので、そこで、先ほどの流れの中でも、政務3役で交渉するという場合に、相手の感触などを含めて最後は目標を決めるということになりますので、そこは個別の項目それぞれ相手省庁の反応と、場合によってはそれでもうあきらめるものもあるわけですし、かなり行けそうだという場合に、ある程度高い目標設定を委員の皆様の御意見も聴いて設定をするとか、そこは基本的には考えはまだないですね。そんな感じですね。

吉田参事官 今、政務官が御説明させていただいたとおりなのですが、先ほど松山の方から申し上げましたように、とりあえず今挙がっているテーマについては、各省に答えを投げていると。今、こういう政権下ですので、各省も政務3役に上げて答えを返してくると思うので、それを見ていただくと、これまでと同じなのか、これまでと違う何かがあるのかというふうなところで、まずとりあえず相手の初期反応がわかると思います。そこで向こうがこういう理由でだめだよと言ってくるのであれば、それを踏まえた上で、まさにこちらの政務3役と皆様方で、それに対してどういう向こうが言っている懸念をぬぐい去りながら成長が見込めるようなよりよい方向に推し進めることができるかというまさにそこを御議論いただくことがポイント中のポイントかなと思っているんです。それは今まさに政務官がおっしゃられたように、政治のところはどう判断いただけるかというところの瀬踏みだと思っています。

榎谷委員 それに対して意見をこのWGでまとめればよいということですね。政務3役同士の協議の中で、ちゃんとこれをサポートできるような意見書にすればいいと。今おっしゃったような裏付けも取ってということですね。

山下委員 農業生産法人の緩和の話なんですけれども、49の気勢要件を50に上げるとか60に上げるとか、そういうふうなやり方もあると思うんですけれども、それは今のこの要件が、でかい株式会社が入ると、そうすると農村社会がグチャグチャになるから、そういうのを抑えようという観点からつくっているわけですね。そうではなくて、今、日本の農業の問題は、融資で農業に参入する人はいるんですけれども、出資をしてもらって、ベンチャーで小さい株式会社を作り、友達とか、そういう人たちからお金を集めて入ろうと思っても、それはできないわけですね。それはまさにこの要件でできないわけです。だから、大会社ではなく、そういう普通の人ができる時には、そこは、例えば資本額が一定以下だったらこの規制は全部取っ払うとか、そういうふうなやり方もあると思うので、そこは、勿論、政務官、副大臣はやってもらえると思うんですが、それはこの中で議論して、こういう方法もあるのではないかということを出していけばいいのではないかと思います。

それからもう一つは優先順位の話なんですけれども、緊急にやらないといけない話も優先順位は高いものかもしれませんけれども、もう一つは、せっかくこれだけの人が集まって世の中に打って出るときに、こういうふうな大きなテーマを我々は議論して、それに取り組んだというふうなところの優先順位も勿論必要で、それがないと、出たときに、本当に緊急に処理すべき話しか議論しなかったということにならないようにしたいなというふうに思っています。

吉田委員 相澤委員が最初に言っていたと思うんですけれども、例えば今、事務局が出されている8つの

ものを大きくくりすると2つに分かれるよねと、食品表示は別としてですね。まさしくあの見方で議論を進めないと、例えば だけ、 だけというふうにすると、非常にテクニカルな議論で終わってしまうんですね。最終的に構造的な問題が何も変わらないということになるので、先ほど、事務局案の と と佛田さんの言われている と併せ技で議論すると、非常に抜本的な議論になってくると思うんですね。だから、農協の問題にしても、金融、営農、流通も含めて、今後の農業の世界で農協が担ってきた役割を我々がどう分担できるのか、誰が分担していくのか、もしくは今までのままでいいのかという議論、こういうふうにかなり大きなパッケージの中で一個一個議論していくと、根幹のところに触れるような議論になるだろうというふうには期待しています。

松山事務局長 ありがとうございます。

時間がほぼ尽きてまいりましたので、本日はこの程度にさせていただければと思いますけれども、きょうの御議論で、できましたら、来週の火曜日までにメールで事務局宛てに、追加の検討項目がございましたら、お送りいただければと思います。

それから、来週4月9日に、当初の ~ につきましては、各省から回答が返ってまいりますので、それをごらんいただくために、再来週の前半辺りをターゲットにしまして、ちょっと日程調整をさせていただきます。そこで次回のWGをできましたら開かせていただきまして。そこで検討テーマの全体像と、それから、その中での5月にとりまとめに向けた重点検討項目をある程度絞り込んでいただくというふうにさせていただきます。そのために、もし、さらに事務局の方で御用意すべきような資料等がございましたら、それはいくらでもおっしゃっていただければと思います。

御紹介が遅れましたけれども、事務局でございますけれども、29日付けで発令をされておりまして。審議官の小田でございます。それから、参事官の吉田でございます。両名含めまして三十余名の体制でこのWG、それから、分科会をサポートさせていただくということでございますので、引き続き御指導のほどをよろしくお願ひしたいと思います。

田村政務官、最後に何かございましたら。

田村政務官 いえ、いいです。

木村委員 29、30日は、これはもう決まっているんですか。

松山事務局長 確定ではないのですけれども、もし御都合がつかないという方が多いようでしたらば、検討しなければいけないと思いますので、もし御都合が悪いということがもう決まっておるようでしたらば、お伺いしておければと思います。

木村委員 朝から夜までですか。

小田審議官 分科会も一度中間的に開きたいと思っておりますので。ですから、WGが3つございますから、それを例えば3時間・3時間・3時間とか、そういう形になるかなと。すべてのWGが一日じゅうやっているというイメージではなくて、1日を2つか3つかで時間で分けていく、そういう感じでやります。

木村委員 それは29日もあって、30日もあるんですか。

松山事務局長 その間に、WGは1回のつもりでございます。29ないし30日。恐らく29日に集中的にやらせていただいて、30日に分科会をやらせていただくというのが可能性としては高いのかなと思いますけれども、皆様のどうしても都合がつかない方は教えていただければと思います。

田村政務官 29、30の御都合を個別にお伺いした方がいいんじゃないですかね。

松山事務局長 先ほどの御意見と併せまして、もし御都合が悪いようでしたら、メールでお知らせいただければと思います。

それでは、第1回から大変御熱心に御審議をいただきまして、ありがとうございました。

本日は、これまでといたします。どうもありがとうございました。

田村政務官 どうもありがとうございました。